

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年12月28日

木 曜 日

号 外

目 次

**監査委員公告**

○包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

1

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の38第 6 項の規定により、富山県知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年12月28日

富山県監査委員 菅 沢 裕 明  
富山県監査委員 五 十 嵐 務  
富山県監査委員 高 平 亮  
富山県監査委員 伊 東 尚 志

平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：港湾事業の業務の執行及び管理について

監 査 結 果 報 告 書 (結 果 ・ 意 見)	措 置 の 内 容 【公 表 項 目】
<p>第5 港湾事業に関連する各種計画</p> <p>7 港湾計画</p> <p>(3) 伏木富山港</p> <p>(意見01)</p> <p>伏木富山港の港湾計画は、至急改訂に取り掛かるべきであると考えられる。その理由は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のような計画基準省令の改正が平成12年にあったこと。</li> <li>① 計画の方針及び港湾の能力を定める際に、港湾相互間の連携に配慮すること</li> <li>② 港湾の環境整備にあたって、良好な港湾の環境の形成を考慮すること</li> <li>③ 港湾計画の計画事項の追加として、大規模地震対策施設や港湾内の再開発計画等、港湾計画記載事項の充実を図ったこと</li> <li>④ 港湾計画の目標年次を通常10年から15年先とすることを明記したこと</li> <li>⑤ 直轄工事实施基準の明確化を踏まえて、当該港湾の中でも海上輸送網の拠点として重要な施設を港湾計画上に記載し、施設の重要性を明確にしたこと</li> </ul> <p>現行の伏木富山港の港湾計画は平成11年改訂のため、これらの改正を織り込んでいないが、約18年間、港湾計画の改訂が行われていない現状において下記の課題が認められることから、直近の計画基準省令に適合した港湾計画の策定が急務であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乖離が大きい事項が検出されていることから、直近に改訂した港湾計画の前提が崩れていること</li> <li>・港湾計画は開発、利用及び保全を行う上で</li> </ul>	<p>伏木富山港の港湾施設や土地利用などを定める港湾計画は、防災機能の強化や船舶の大型化などへの対応を図る観点から平成11年に改訂を行い、その後、必要な事項について見直し、変更を行ってきた。</p> <p>例えば伏木地区では、昨年2月に危険物取扱施設用地を港湾関連用地に変更するなど、土地利用計画の変更とともに臨港道路伏木万葉3号線の法線変更などを内容とする港湾計画の一部変更を行ったところである。</p> <p>今後の対応については、現在の港湾計画では目標年次の平成20年代前半を経過していることから、改訂も考えなければならない時期にきているものの、世界経済の動向が非常に不透明な状況にあることや、今後新たな企業立地も期待され貨物動向の変動が見込まれることから、現時点においては、港湾計画の改訂は、これらの状況を見定めたいうで対応することが適切ではないかと考えている。</p> <p>なお、荷役の効率化や物流機能の向上を図るために対応が必要な</p>

の共通の指針たるべき計画であり、以下のよ  
うな役割と意義があること

- ① 港湾区域内における工事の許可等を指導する際の判断基準となること
- ② 行政手続の円滑化に役立つこと
- ③ 港湾の開発、利用、保全について明確な空間計画を示すことができること
- ④ 事業のマスタープランとしての性格を有していること
- ⑤ 都市再生特別措置法等の上位計画として港湾計画が引用される場合があること
  - ・最近の港湾計画では、災害時のBCPについて記載することが推奨されているが、直近に改訂した港湾計画ではBCPに関する事項が明記されていないこと
  - ・富山県港湾施設長寿命化計画等、港湾事業に関連する行政計画が策定されているが、それらと整合させておくことが望ましいこと

#### (4) 魚津港

(意見02)

魚津港は、地方港湾であり、港湾計画の策定は義務ではない。しかし、港湾計画を策定しており、事業の大半が完了した以上は、伏木富山港と同様に、改訂に取り掛かる必要があると考えられる。

喫緊の課題については、引き続き、港湾計画の一部変更などでの的確に対応する。

現行の港湾計画に基づき整備等を進めており、港湾計画の改訂については、状況を見定めたくうえで対応することが適切ではないかと考えている。

なお、荷役の効率化や物流機能の向上を図るために対応が必要な喫緊の課題については、引き続き、港湾計画の一部変更などでの的確に対応する。

## 第 6 財務事務の執行状況

### 3 港湾課が執行した事業の状況

#### (2) 渡船事業（一般会計）

(意見03)

平成22年度の行政改革委員会における提言を踏まえ、渡船の運航便数を減らし、代行車両へ移行するなど、運航体制を見直す必要があると考えられる。

(3) 港湾施設特別会計操出金 (一般会計)

(意見04)

財政の健全性を考慮して、投資額を回収する見地からは、港湾施設使用料収入のみにより起債の償還をしていく必要があると考えられる。一方で、長期にわたり、港湾施設使用料収入を合理的に見積もることは困難な側面があり、投資の当初は想定していなかったような遊休状態に陥った結果、投資の当初に想定した程度の港湾施設使用料収入が得られない可能性がある。さらに、公共の用に供される港湾施設の社会資本として整備する必要性、利用者への影響を考慮して港湾施設使用料を設定せざるを得ない実情を考慮すれば、港湾施設使用料収入のみによる投資額の回収が困難であり、一般会計からの繰出しも必要である点も否めない。

以上の点を勘案し、今後、償還が長期にわたる事業を行う際は、港湾施設使用料収入の見積りを保守的に行ったとしても、港湾施設特別会計における収支均衡が可能な限り早くなるような資金計画の策定に努める必要があると考えられる。

(5) 引船事業 (港湾施設特別会計)

(意見05)

ポートセールスの積極的な実施等により、

県営渡船事業については、これまでも地元と協議を行い、運航体制の見直しを行ってきた (平成16年度、平成26年度)。

今後とも運航体制の見直し等について継続的に協議する。

これまでも償還が長期にわたる事業を行う際には、収支計画を作成して取り組んできている。弾力的な利用料金の引き上げは、利用者への影響も大きいことから難しいが、利用率の向上を図りつつ、できるだけ早く収支均衡が図られるよう、資金計画の策定に努める。

平成30年1月から、大型船に対

<p>引船運営事業の採算を確保するとともに、平成22年度における行政改革委員会の提言を踏まえ、民間へ移行する体制を整える必要があると考えられる。</p>	<p>応するため、老朽化した引船1隻を更新することとし、平成30年4月からの民間委託を進めている。</p> <p>今後とも、ポートセールスの実施等により伏木富山港の貨物量の増加及び引船事業の採算確保を図る。</p>
<p>4 伏木富山港（伏木地区）に係る出先機関が執行した事業の状況</p> <p>（2） 工事請負契約 （意見06）</p> <p>競争入札での辞退理由を把握することは、事業の性格や現在の傾向分析等、今後の競争入札の業務執行におけるノウハウ蓄積に必要な情報収集が可能となることから、現状、辞退理由の報告を求めるルールはないが、入札参加者が辞退する際、辞退理由の報告を求める必要があると考えられる。</p>	<p>入札辞退者が多数発生した案件等について、アンケートなど、辞退理由の把握の方法を検討する。</p>
<p>5 伏木富山港（富山地区）に係る出先機関が執行した事業の状況</p> <p>（2） 委託契約 （意見07）</p> <p>資料からは緊急性が読み取り辛く、随意契約とする必要性が理解し辛かった。例えば、普段パトロールしている画像と、災害発生後の画像を両方添付したり、漂着物の見込量と平常時の漂着物の量を比較する資料を添付したりして、緊急性を明確にする必要があると考えられる。</p>	<p>今後、定期パトロール時に漂着物の状況を画像で記録し、平常時と災害発生後の漂着物の量を画像で比較することにより、緊急性を明確にする。</p>
<p>（意見08）</p> <p>予定価格が 1,000,000円に極めて近いことや近隣地域で海岸緊急漂着物処理の対応をし</p>	<p>今後、予定価格の額や、契約後の変更の可能性を勘案し、案件に</p>

た直後であり、海岸漂着物は波及び風により日々量が増えていること等を勘案すると、委託料の増額によって、最終的な委託料が 1,000,000円を超える可能性も検討する余地があったものと考えられる。

したがって、今後、予定価格が 1,000,000円に極めて近く、かつ、委託料の金額が増加する状況が認められる場合は、随意契約ではなく、指名競争入札を適用することも検討する必要があると考えられる。

### (3) 港湾施設使用料 (指摘事項01)

富山港事務所は、使用申請期間が実際の使用期間と異なっていることを認識していなかった。富山港事務所は、野積場を管理する立場にあるが、使用申請期間を正しいものとみなし、現場を確認していなかった。

### (意見09)

他県では一定期間（概ね1か月以上）継続して施設を使用する場合を想定し、1日単位の使用料金とは別に、例えば1か月単位の料金を設け、これらを1日単位の料金に比べて割安の料金体系としている例がある。

これは、当初申請したスペースを長期間借

応じ指名競争入札を検討するなど、適切に対応する。

平成28年11月から、野積場の使用者に対し、①申請期間は実際の使用期間とすること、②申請後に期間が変更となる場合には、速やかに変更申請を行うこと、を徹底しており、平成29年4月にも使用者に対し改めて周知徹底を図っている。

また、平成29年3月から、日常のパトロール時や監視カメラにより野積場の使用状況を確認するほか、定期的に野積場を重点的に巡回し、申請期間が実際の使用期間と一致しているか確認している。

平成29年4月に野積場の使用者に専用使用について意見を伺ったところであり、今後、他県の野積場における専用使用の状況を調査するなど、専用使用導入のメリットや課題を整理し、今後の方向性

りることへの使用者側のリスク（許可期間中の事情変更により不要なスペースが発生するリスク）や、使用者側及び行政側双方の事務負担の軽減に配慮したものと考えられることから、富山県でも導入を検討する必要があると考えられる。

専用使用については、富山県港湾管理条例の改正が必要となるほか、許可の条件の見直しも必要となるものと思われるが、例えば、港湾管理者が野積場を一定の区画に区分し、区画単位で使用を許可すれば、少なくとも当該区画内で使用する限りは、実際の使用期間及び実際の使用面積を詳細にチェックする必要はないことから、使用者側及び行政側双方の事務負担が軽減される効果も期待できるものと考えられる。

6 伏木富山港（新湊地区）に係る出先機関が執行した事業の状況

（3） 港湾施設使用料  
（指摘事項02）

富山新港管理局は、使用申請面積と実際の使用面積が異なることを認識していなかった。富山新港管理局は、野積場を管理する立場にあるが、使用申請面積を正しいものとみなし、現場を確認していなかった。

について検討する。

平成28年9月から、野積場の使用者に対し、①申請面積は実際の使用面積とすること、②申請後に面積が変更となる場合には、速やかに変更申請を行うこと、を徹底しており、平成29年4月にも使用者に対し改めて周知徹底を図っている。

また、平成29年3月から、日常のパトロール時や監視カメラにより野積場の使用状況を確認するほか、定期的に野積場を重点的に巡回し、申請面積が実際の使用面積と一致しているか確認している。

## 第 7 行政評価

### 4 事業再評価

#### (3) 問題点の検討

(意見10)

事業再評価の際の想定侵食地域は、直近の状況を加味して設定する必要があると考えられる。例えば、当該事業の執行箇所における汀線の測定が平成26年に実施されている場合、汀線後退の程度を、平成6年から平成26年という21年間の汀線後退の程度を基に、想定侵食地域を設定すること等も検討の余地があると考えられる。

事業再評価における費用便益分析については国で作成した指針に基づく手法により実施しており、今後も適切に対応する。

## 第 8 資産の管理

### 4 資産管理台帳の整備状況

#### (2) 港湾台帳の閲覧結果

(意見11)

建設終了年度が不明であれば、港湾施設の耐用年数が不明確になる。ただし、建設終了年度が不明なものの中には、昭和25年に港湾法が制定される以前に整備された港湾施設が含まれている。さらに、「大規模な修繕」を行った結果、耐用年数が実質的に延長されている港湾施設も含まれている可能性があり、そのような場合にまで、不明な建設終了年度を明らかにする意義は見出し難いのも事実である。

大規模な修繕の内容を平成29年度中に検討し、順次、大規模な修繕を実施した年度を記載していく。

そこで、「大規模な修繕」の内容を定義し、「大規模な修繕」を行った港湾施設については、「大規模な修繕」を実施した年度を参考情報として記載しておくことも有用と考えられる。

(意見12)



事業費が不明であれば、港湾施設の取得価額が不明確になる。ただし、事業費が不明なものの中には、現在と物価水準が大幅に異なる時期に取得されたものも含まれている可能性があり、そのような場合にまで、不明な事業費を正確に算定する意義は見出し難いのも事実である。

なお、港湾課は、固定資産台帳の整備にあたり、港湾台帳上、事業費が不明なものや建設から30年以上経過したものについては、類似する施設の平均値や積算から再調達価格の原単位を決めたとのことである。そこで、当該情報を参考情報として記載しておくことも有用と考えられる。

(意見13)

通常の前算規模や他の資料から得られる情報等から勘案して、事業費に入力誤りがあると考えられたものである。なお、当該入力誤りについては、すべて修正されている。数百件作成された港湾台帳のうち、事業費が入力誤りとなっていたものは、僅かに4件にすぎないことから、軽微な誤りであると判断できるが、今後、事業費の入力誤りを発生させないよう留意する必要があると考えられる。

(意見14)

港湾台帳には、港湾施設の敷地面積等が記載されているが、建設終了年度や敷地面積等から勘案して、同額になるはずのない港湾施設が、複数同額になっていたことから、施設ごとの事業費の配分が適切ではないと考えられるものである。港湾課によると、併せて整備した複数施設の全体の事業費を施設数で除して、それぞれの港湾台帳に記載したものと

港湾台帳に固定資産台帳上の再調達価格を記載していないことにより、不都合が生じた場合は、港湾台帳に再調達価格を記載する。

平成29年5月に事業費の港湾台帳への入力誤りがいないか確認するよう周知徹底している。なお、入力誤りのあった4件は、平成28年度中に港湾台帳を修正した。

平成29年6月に施設ごとの事業費の配分が適切ではないと考えられる施設について、事業費の内容を再調査し、港湾台帳を修正した。

いうことである。

このような場合の事業費の配分に関する明確な規則はないが、事業費の内容を再調査し、全体の事業費を敷地面積比等で按分して、各施設の事業費を算定する等の修正を行う必要があると考えられる。

(意見15)

伏木富山港(新湊地区)における、引船について、港湾台帳と公有財産台帳が重複して作成されていた。引船は、船舶の離着岸を補助するための船舶であるから、港湾役務提供用移動施設(港湾法第2条第5項第13号)に該当する。したがって、港湾台帳を作成するだけで十分であるはずであり、余分な台帳が作成されている状況にあった。

また、港湾台帳の事業費と公有財産台帳の取得価格が異なっていたが、港湾課がいずれの金額が適切な数値か再調査した結果、公有財産台帳の取得価格が適切であることが確かめられた。

これを受けて監査人は、港湾台帳の事業費が、現場事務所の監査時に入手した公有財産台帳の取得価格に修正されていることを確かめた。今後は、港湾台帳と公有財産台帳が重複して作成されないよう留意する必要があると考えられる。

(意見16)

港湾台帳通査の結果、大半は写真が添付されていたが、一部写真が添付されていないものがあつた。港湾台帳には、写真の添付は必須ではないが、定期的にパトロールを行っているのであるから、パトロールの際に、写真撮影を行い、港湾台帳に添付していく等の方

平成29年度に、引船2隻を公有財産台帳から削除した。

平成29年6月に港湾台帳に写真が貼付されていない施設について、写真を添付した。今後、施設の現状に変更があつた場合は最新の写真を添付し、撮影日を記載する。

法により、写真を添付し、撮影した日付も記録することによって、港湾施設に係る情報が一元管理できる体制に近づけることも有用であると考えられる。

(3) 海岸保全施設調書の閲覧結果  
(意見17)

公有財産台帳は、その種類に基づき、富山県財産管理規則の様式第5号から第5号の9に基づき作成する必要がある(富山県財産管理規則第24条第1項第1号)。海岸保全施設は、工作物に該当するものと考えられる。一方で、海岸保全施設については、公有財産台帳等の作成は不要とされており(富山県財産管理規則第32条)、その代替として海岸保全施設調書(海岸法第24条第1項、海岸法施行規則第8条第3項)が作成されている。

したがって、海岸保全施設調書には、富山県財産管理規則の様式第5号の4に基づき作成した公有財産台帳と同程度の情報を最低限記載する必要があるものと考えられる。

しかし、海岸保全施設調書を閲覧したところ、海岸保全施設の種類及び竣工年月日の記載はあるが、事業費の記載がなかった。これは、海岸法施行規則の別記様式第八で事業費の記載が求められていないことが原因と考えられるが、公有財産台帳の代替とするのであれば、記載欄を追加するなどして、海岸保全施設に関する事業費が明確に判明するよう、情報の一元管理を行うことが有用である。

(4) 港湾台帳の整備について  
(意見18)

「『港湾台帳のしおり』及び『港湾台帳調製要領』に基づき」とあるが、作業指示が抽

近年整備した海岸保全施設については事業費を一覧表により把握しており、今後、整備するものについても事業費を記録する。

平成29年5月、港湾台帳の更新に当たって、①建設終了年度、事

象的であることから、実効性が認められない。「4 資産管理台帳の整備状況 (2) 港湾台帳の閲覧結果」における意見を参考に、港湾台帳に誤った情報が記載されていた場合、適時に更新する目的を果たすため、例えば以下のように具体的なチェックリストを作成して作業指示を行う必要があると考えられる。

- ・建設終了年度が不明となっていないかどうか
- ・事業費が不明となっていないかどうか
- ・事業費が入力誤りとなっていないかどうか
- ・複数施設を併せて整備している場合、施設ごとの事業費の配分が適切かどうか
- ・港湾台帳と公有財産台帳が重複して作成されていないかどうか
- ・港湾施設の写真があるかどうか

## 5 港湾施設及び海岸保全施設の状況

### (2) 整理場及び貯木場

#### イ 伏木富山港 (富山地区)

##### (意見19)

上野新整理場は、占用料収入を得ているが、使用料実績割合が著しく低い状況にあるものと考えられる。今後、他の施設で、港湾施設使用料収入ではなく別の名目で収入を得る場合は、得ようとしている収入金額と年間最大使用料を比較検討して、使用料実績割合を改善する必要があると考えられる。

##### (意見20)

上野新整理場以外の整理場及び貯木場は、遊休となっている。一部の施設は今後の活用について検討を行っているとのことであるが、他の施設についても今後の使用可能性について検討を行う必要があると考えられる。

業費が不明なものは資料等の存在を再度確認すること、②事業費の入力が誤っていないか確認し、誤りがある場合は修正することなど、具体的な作業指示を行った。

港湾施設を本来の用途で使用する場合使用料により徴収しており、他の用途で排他的に使用する場合は占用料により徴収している。今後、港湾施設の使用の目的・内容を踏まえ、収入の増加に努める。

富岩運河整理場 (水面)、富岩運河貯木場 (水面) は、木材の輸入量が減少していることから、今後、関係者に使用の意向を確認するなど、使用可能性について検討

## ウ 伏木富山港（新湊地区）

（意見21）

内川整理場は、整理場として使用されておらず、遊休となっている。今後の使用可能性について検討を行う必要があると考えられる。

（意見22）

内川整理場以外の整理場及び貯木場については、平成27年度において港湾施設使用料収入を得ている。ただし、このうち、石丸整理場以外の整理場及び貯木場については、平成27年度において使用料実績割合が著しく低い状況であり、使用料実績割合を改善する必要があると考えられる。

## （3）野積場

## ア 伏木富山港（伏木地区）

（意見23）

左岸1号野積場、左岸4号野積場、左岸5号野積場及び左岸6号野積場、並びに右岸2号野積場、右岸3号野積場、右岸5号野積場、右岸6号野積場、右岸9号野積場、右岸11号野積場及び右岸12号野積場は、野積場として使用されておらず、遊休となっている。今後の使用可能性について検討を行う必要があると考えられる。

（意見24）

平成27年度において港湾施設使用料収入を得ている野積場のうち、右岸1号野積場及び右岸7号野積場以外の野積場については、平

する。

内川整理場（水面）は、木材の輸入量が減少していることから、今後、関係者に使用の意向を確認するなど、使用可能性について検討する。

石丸整理場以外の木材整理場・貯木場については、木材の輸入量が減少し、使用状況が低調なことから、今後、関係者に使用の意向を確認するなど、使用可能性について検討する。

左岸1号野積場等は小矢部川の伏木内港に位置し、現在、伏木外港への港湾機能の移転を進めており、今後、関係者に使用の意向を確認するなど、使用可能性について検討する。

小矢部川の伏木内港の野積場については、現在、伏木外港への港湾機能の移転を進めており、使用

成27年度において使用料実績割合が著しく低い状況であり、使用料実績割合を改善する必要があると考えられる。

(意見25)

現場視察の結果、左岸3号野積場が駐車場として使用されているかのような印象を受けた。港湾法第2条第5項における港湾施設の定義では、臨港交通施設の1つとして、駐車場が挙げられているが、今後野積場として使用される見込みがないのであれば、用途変更を検討する必要があると考えられる。

イ 伏木富山港（富山地区）

(意見26)

平成27年度において港湾施設使用料収入を得ている野積場のうち、3号野積場以外の野積場については、平成27年度において使用料実績割合が著しく低い状況であり、現場視察における印象と、港湾施設使用料収入の実績との間に乖離があるという印象を受ける。使用料実績割合を改善する必要があると考えられる。

状況が低調なことから、今後、関係者に使用の意向を確認するなど、使用可能性について検討する。

また、伏木外港の野積場については、取扱貨物の増加による野積場の利用促進を図るため、RORO船による貨物の取扱いを促進させるための荷主企業へのPRに取り組むとともに、伏木外港と主要幹線道路を結ぶ臨港道路伏木外港1号線の整備による物流の効率化など港湾機能の向上に努めている。

左岸3号野積場は小矢部川の伏木内港にあり、現在、伏木外港への港湾機能の移転を進めていることから、今後、関係者に使用の意向を確認するなど、使用可能性について検討し、野積場として使用見込みがなければ、用途変更等を検討する。

取扱貨物の増加による野積場の利用促進を図るため、RORO船による貨物の取扱いを促進させるための荷主企業へのPRに取り組むとともに、泊地をはさんだ東西のふ頭を結ぶ臨港道路西官線の新設による荷役作業の効率化や2号岸壁の耐震化など港湾機能の向上に努めている。

## ウ 伏木富山港（新湊地区）

（意見27）

平成27年度において港湾施設使用料収入を得ている野積場のうち、3号野積場、4号野積場及び北ふ頭コンテナヤード以外の野積場については、平成27年度において使用料実績割合が著しく低い状況である。特に、9号野積場については、現場視察における印象と、港湾施設使用料収入の実績との間に乖離があるという印象を受ける。使用料実績割合を改善する必要があると考えられる。

取扱貨物の増加による野積場の利用促進を図るため、荷主企業へのPRに取り組むとともに、中央ふ頭におけるクレーンの更新による荷役作業の効率化や大型船舶への対応など港湾機能の向上に努めている。

## エ 魚津港

（意見28）

現場視察の結果、駐車場として使用されているかのような印象を受けた。これは、北地区駐車場と隣接していることも要因の一つと考えられる。今後野積場として使用される見込みがないのであれば、駐車場への用途変更を検討する必要があると考えられる。

北地区野積場は、漁具の仮置場等のため整備したものであり、今後、関係者に使用の意向を確認するなど、使用可能性について検討し、野積場として使用見込みがなければ、用途変更等を検討する。

## 6 未利用地の管理と今後の活用

（3）問題点の検討

## ア 各未利用地の状況

（ア）射水市海竜町4他

（意見29）

現地は一部高台となっていることから、平坦地に比べて売却が困難であると考えられる。売却先が決まれば問題がないが、売却先が決まらない状況が継続するのであれば、全面的に緑地として整備することも検討する必要があると考えられる。

当該県有地は、水産関係施設や物流関係施設などの港湾関連用地として売却を予定しており、今後、売却に向けた取組みを進める。

（イ）射水市海竜町29の一部

（意見30）

新湊マリーナの隣接地であるが、公有財産台帳に記載された面積が 18,048㎡である一方、包括外部監査の過程で把握した数値は約 5,000㎡となっており、不一致となっている。不一致となった原因は、港湾計画の変更に伴い面積を変更すべきであったが、用地の境界の確定に時間を要するため、変更していなかったとのことであった。今後は、港湾計画の変更内容を適時に港湾台帳に反映する必要があると考えられる。

(ウ) 射水市海竜町214他

(意見31)

当該用地は、住宅や学校などの用地として整備した都市機能用地の一部であり、住宅内道路として貸し付けている部分以外の未利用となっている部分について、関係者に対して利用の意向を再確認する必要があると考えられる。

(エ) 富山市蓮町5丁目371-252他

(意見32)

平成22年から3回にわたり住宅用地として売却するため一般競争入札により公募を行ったが、申込者がなかったとのことである。今後も引き続き、売却に向けた取組みを進めていく必要があると考えられる。

(オ) 高岡市万葉ふ頭5, 12

(指摘事項03)

当該用地は、当初より港湾施設ではないことから、公有財産台帳の作成が必要であるが、作成されていない。財産管理を適切に実施するために、公有財産台帳を作成する必要がある

平成29年度中に当該県有地の台帳上の面積を変更することとしており、今後、港湾計画の変更に伴い台帳の面積を変更する必要がある場合には、速やかに用地の境界を確定させ、台帳を修正する。

当該未利用部分について、平成29年3月及び8月に地元の射水市に利用の意向を確認したところ、利用の目的が立っていないとのことであり、今後、利活用が計られるよう射水市など関係者と協議する。

当該県有地の売却に向け、平成29年6月に一般競争入札による公募を行ったところ、7月の入札で落札され、県議会での議決を経て、10月に売却した。

平成29年3月に当該県有地の公有財産台帳を作成したところであり、今後、新たに用地を取得した場合は、遺漏なく台帳を作成する。



る。

## 7 港湾施設及び海岸保全施設における放置艇対策

### (3) 問題点の検討

(意見33)

新湊マリーナは、県外客の誘致を目指し、ボートやヨットを係留できる水上棧橋や陸上保管施設を増設したということである。現在は放置艇が周辺地区にも多く、放置艇は船舶航行の支障や艇の流出によるトラブル等様々な問題の原因となるだけでなく、料金を適切に支払ってマリーナにプレジャーボート等を係留している者から見れば非常に不公平な状況である。港湾法に基づく放置等禁止区域の指定（港湾法第37条の11第1項）などにより、マリーナ等の適切な保管場所へ誘導する必要があると考えられる。

(意見34)

吉久整理場は、現在、整理場として全く使用されておらず、プレジャーボート等が大量に放置されている。吉久整理場をマリーナ等にすることを検討されたこともあるが、結局執行されていない。富山地区の岩瀬 PBS は、約 200艇の保管で、港湾施設特別会計では歳入が歳出を200万円程度上回っていることから、吉久整理場を放置艇の保管場所として転用するために、マリーナ等として整備することも検討する必要があると考えられる。他の都道府県では、利用されなくなった整理場及び貯木場を、マリーナ等として整備した事例は多く存在する。また、マリーナ等が現実的でないと考えるのであれば、マリーナ等より

県では、県内を7地区に分け、係留保管施設の整備状況をみながら、順次、放置艇対策に取り組んでいる。

新湊地区については、これまでも射水市と勉強会を開催するとともに、警告ビラ等による啓発や、看板の設置などの取組みを行っている。

平成29年度末に新湊マリーナの拡張整備が完了する予定であることから、引き続き関係機関との協議を進め、放置艇対策に取り組む。

港湾計画に位置づけた吉久整理場における係留施設の整備に向けて、これまで国・県・関係市による勉強会を開催しているほか、小矢部川の河川管理者である国と協議を行っている。

吉久整理場における係留施設の整備に当たっては、将来的に小矢部川下流部に堤防を整備する計画があり、係留施設を整備した場合、堤防整備時に移設等が必要になる可能性があることなどの課題があるとされており、引き続き、国・関係市と連携しながら、吉久整理

も簡易な係留施設であるボートパークを整備することも検討する必要があると考えられる。	場における係留施設の整備のあり方について、検討する。
---	----------------------------

平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：保健・医療・福祉行政に関する事務事業の執行及び管理について

監 査 結 果 報 告 書 (結 果 ・ 意 見)	措 置 の 内 容 【公表項目】
<p>第3 監査の結果</p> <p>B 主要事業等の実施状況</p> <p>4 事業の実施方法等の見直し</p> <p>【意見Ⅳ】</p> <p>栄養成分の表示や元気メニューの提供、禁煙・分煙の推進に取り組む店舗を紹介する「健康づくり協力店制度」については、栄養成分表示や禁煙・分煙の推進等の要件の中か、いずれかを満たせば登録できるなど要件が幅広いため、消費者へのPRポイントが分かりにくく魅力的でない。よって、民間が提供するグルメサイト以上の効果があるか疑問であり、PR方法の見直しを図るなどの実施方法や事業継続について検討が必要である。</p> <p>C 保健・医療・福祉行政の業務実施体制</p> <p>2 適正人員の管理</p> <p>【意見Ⅶ】 【意見 16】</p> <p>今後、高齢化の進展や人口減少などの環境変化に柔軟に対応し、県と市町村等との役割分担や業務の標準化を踏まえ、業務量に応じた適正人員の配置と適時での見直しを図ることが必要である。</p>	<p>生活習慣病を予防するために、外食を含めた食生活管理が重要であり、「健康づくり協力店」の登録基準を見直し、野菜摂取促進や減塩、シニア向けに焦点をあて「健康寿命日本一応援店」として募集・登録し、食の健康づくりを展開することとしていく。</p> <p>なお、PR方法については、登録店をWEBでMap掲載するだけでなく、情報誌に定期的に掲載し、積極的に広報していくこととしている。</p> <p>厚生センターは、保健、医療、健康、食品衛生監視、薬事監視など幅広い業務を担っており、これまでも、専門的な業務に対応できるよう専門職をはじめ必要な人員を配置しているところである。各</p>

## 第 4 主要事業等の財務事務の執行状況

## C 実施結果と意見等

## 26 健康づくり県民総ぐるみ運動費

## 【意見12】

飲食店を探す場合は民間が提供するグルメサイトを用いるケースが圧倒的に多いと考えられるなど、「健康づくり協力店制度」は、消費者側からすれば、事業の効果については疑問であり、PR方法の見直しを図るなど実施方法や事業の継続について十分に検討する必要がある。

## 29 歯科保健対策費

## 【意見13】

8020達成者を表彰する制度は、口腔衛生の改善が進み8020達成者が増えているため、今日的にはその意義は薄れており、廃止の方向での検討が必要である。

今日的には8020達成者をさらに増やす

センターの支所の業務量は、単純に人口比で算出できるものではないが、業務の見直しについては、平成29年4月から肺がん検診の読影業務を厚生センターから各検診機関で一括して実施する体制に変更するなどの取組みを実施しており、引き続き適時適切に実施していく。

生活習慣病を予防するために、外食を含めた食生活管理が重要であり、「健康づくり協力店」の登録基準を見直し、野菜摂取促進や減塩、シニア向けに焦点をあて「健康寿命日本一応援店」として募集・登録し、食の健康づくりを展開することとしていく。

なお、PR方法については、登録店をWEBでMa p掲載するだけでなく、情報誌に定期的に掲載し、積極的に広報していくこととしている。

歯と口腔の健康は生涯を通じ継続して取り組むことが重要であるため、8020達成者をさらに増やすことや歯周病の有病者を下げることのための主に成人期を対象とする施

ことや歯周病等の有病率を下げるといった、プロセスに焦点を当てた施策、例えば検診率を向上させること等に注力すべきと考える。

策として、H29年度に企業と連携した働く世代への歯科検診に取り組む。また、歯と口腔の健康づくりの啓発に資する表彰制度を富山県歯科医師会等の関係団体と意見交換等を行い、検討していく。

第 6 保健・医療・福祉行政の業務実施体制  
(出先機関を含む)

C 実施結果と意見

1 人員管理

【意見16】（【意見Ⅶ】再掲）

今後、高齢化の進展や人口減少などの環境変化に柔軟に対応し、県と市町村等との役割分担や業務の標準化を踏まえ、業務量に応じた適正人員の配置と適時での見直しを図ることが必要である。

厚生センターは、保健、医療、健康、食品衛生監視、薬事監視など幅広い業務を担っており、これまでも、専門的な業務に対応できるよう専門職をはじめ必要な人員を配置しているところである。各センターの支所の業務量は、単純に人口比で算出できるものではないが、業務の見直しについては、平成29年4月から肺がん検診の読影業務を厚生センターから各検診機関で一括して実施する体制に変更するなどの取組みを実施しており、引き続き適時適切に実施していく。